

「施設基準」とは、医療法や健康保険法等で定められた、保険診療における“診療の質”を確保するために設けられた基準です。この施設基準は、地方厚生局長への届出が必要であり、当院では次に掲げる届出を行っています。

① I. 基本診療料の施設基準等

「基本診療料」には、初診料・再診料及び入院料等があり、基本的な診療行為の費用が含まれたものです。

1. 急性期一般入院基本料4
2. 診療録管理体制加算2
3. 療養環境加算
4. 重症者等療養環境特別加算
5. データ提出加算2
6. 感染対策向上加算2
7. 医師事務作業補助体制加算1(50対1)
8. 医療安全対策加算2
9. 後発医薬品使用体制加算1
10. バイオ後続品使用体制加算
11. 入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)
12. 患者サポート体制充実加算
13. せん妄ハイリスク患者ケア加算
14. 入退院支援加算1
15. 認知症ケア加算2
16. 報告書管理体制加算
17. 医療DX推進体制整備加算
18. 地域包括ケア病棟入院料1
19. 看護職員配置加算
20. 看護補助体制充実加算3
21. 回復期リハビリテーション病棟入院料1
22. 緩和ケア病棟入院料2

II. 特掲診療料の施設基準等

「特掲診療料」は、特殊な診療行為に対するの費用です。基本診療料が基本的な医療行為及び診療行為に対するの費用であるのに対し、基本診療料として一括で支払うことが妥当でない診療行為に対して個別な評価がなされているものです。

1. 薬剤管理指導料
2. 検体検査管理加算(I)
3. 検体検査管理加算(II)
4. 画像診断管理加算2
5. CT撮影及びMRI撮影
6. 心臓MRI撮影加算
7. 無菌製剤処理料
8. 医療機器安全管理料1
9. がん性疼痛緩和指導管理料
10. 糖尿病合併症管理料
11. 羊膜移植術
12. 緑内障手術
緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)
13. 緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
14. 緑内障手術(流出路再建術(眼内法))
15. 緑内障手術
水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
16. ロービジョン検査判断料
17. コンタクトレンズ検査料1
18. 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
19. 人工腎臓
20. 導入期加算2及び腎代替療法実績加算
21. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
22. 「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
23. 入院ベースアップ評価料74
24. 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
25. 輸血管理料II 輸血適正使用加算
26. 前視野精密網膜電図
27. 運動器リハビリテーション料(I)
28. 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
29. 廃用症候群リハビリテーション料(I)
30. がん患者リハビリテーション料
31. 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
32. 集団コミュニケーション療法料

② III. 入院時食事療養費

1. 入院時食事療養(I)
「管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」
2. 特別食の提供に係る届出
3. 食堂における食事療養

IV. その他《認定・指定》

1. 厚生労働省 臨床研修指定病院(医科)(協力型)
2. (財)日本医療機能評価機構 認定病院(一般100床以上200床未満)
3. 看護・助産実習施設

V. DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.1356(基礎係数(III群) 1.0451+機能評価係数I 0.0625+機能評価係数II 0.0270+救急補正係数 0.0010)